（金融商品取引業者等において事業譲渡等があつた場合に提供すべき事項）

第十八条の十五の五　施行令第二十五条の十三の三第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十三の三第一項に規定する移管先の営業所（以下この条において「移管先の営業所」という。）に移管がされた非課税口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日及び住所

二　その移管がされた非課税口座の開設の際に提出がされた非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号

三　その移管がされた非課税口座の当該移管先の営業所における記号又は番号

四　当該非課税口座の開設年月日

五　施行令第二十五条の十三の三第一項に規定する移管前の営業所の名称及び所在地並びに移管先の営業所の名称及び所在地

六　施行令第二十五条の十三の三第一項の移管がされた年月日

七　その他参考となるべき事項

（非課税口座廃止届出書等の記載事項）

第十八条の十五の六　施行令第二十五条の十三の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　非課税口座廃止届出書（施行令第二十五条の十三の四第一項に規定する非課税口座廃止届出書をいう。第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二　法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受けることをやめようとする非課税口座の記号又は番号及びその開設年月日

三　その他参考となるべき事項

2　施行令第二十五条の十三の四第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　出国届出書（施行令第二十五条の十三の四第三項に規定する出国届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二　出国届出書を提出する者が開設している非課税口座の記号又は番号及びその開設年月日

三　出国（施行令第二十五条の十三の四第三項に規定する出国をいう。）をする予定年月日及び出国後の国外における連絡先

四　出国届出書を提出する者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所

五　その他参考となるべき事項

（非課税口座開設者死亡届出書の記載事項等）

第十八条の十五の七　施行令第二十五条の十三の五に規定する財務省令で定める者は、遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。次項において同じ。）により同条の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設していた非課税口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得する者（同項において「受遺者」という。）とする。

2　施行令第二十五条の十三の五に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　非課税口座開設者死亡届出書（施行令第二十五条の十三の五に規定する非課税口座開設者死亡届出書をいう。次条及び第十八条の十五の九において同じ。）を提出する相続人又は受遺者の氏名及び住所

二　被相続人（遺贈をした者を含む。次号及び第十八条の十五の九第三項において同じ。）の氏名、生年月日及び死亡の時における住所並びに死亡年月日

三　被相続人がその金融商品取引業者等の営業所において開設していた非課税口座の記号又は番号及びその開設年月日

四　その他参考となるべき事項

（金融商品取引業者等の営業所における非課税口座に関する帳簿書類の整理保存等）

第十八条の十五の八　金融商品取引業者等の営業所の長は、次の各号に掲げる帳簿及び書類を各人別に整理し、当該各号に定める日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

一　当該金融商品取引業者等の営業所の長が作成した施行令第二十五条の十三の六第一項から第四項までの帳簿　これらの帳簿を閉鎖した日

二　当該金融商品取引業者等の営業所の長が受理し、又は提出若しくは送付を受けた非課税口座開設届出書（電磁的方法（施行令第二十五条の十三の六第五項に規定する電磁的方法をいう。次号において同じ。）により提供された当該非課税口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。同号において同じ。）を含む。第三項において同じ。）、非課税口座開設確認書、非課税口座異動届出書及び非課税口座移管依頼書　これらの届出書、確認書又は依頼書に係る非課税口座が廃止された日

三　法第三十七条の十四第六項の申請書（電磁的方法により提供された当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第三項において同じ。）及び施行令第二十五条の十三第十二項に規定する書類　平成三十五年十二月三十一日

四　当該金融商品取引業者等の営業所の長が提出を受けた非課税口座廃止届出書、出国届出書及び非課税口座開設者死亡届出書　その提出があつた日

2　法第三十七条の十四第九項若しくは第十三項又は施行令第二十五条の十三の二第四項若しくは第二十五条の十三の三第二項の規定により提供すべき氏名には、片仮名でふりがなを付さなければならない。

3　非課税口座開設届出書、非課税口座開設確認書、法第三十七条の十四第六項の申請書、非課税口座異動届出書、非課税口座移管依頼書、非課税口座廃止届出書、出国届出書及び非課税口座開設者死亡届出書に記載すべき氏名には、片仮名でふりがなを付さなければならない。

（非課税口座年間取引報告書の記載事項等）

第十八条の十五の九　第十八条の十五の三第十一項の規定は、施行令第二十五条の十三の七第一項において準用する施行令第二十五条の十三第二十項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

2　金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等の営業所に開設されていた非課税口座がある場合には、当該非課税口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、次項各号に掲げる事項を記載した報告書（以下この条において「非課税口座年間取引報告書」という。）を非課税口座ごとに作成し、その年の翌年一月三十一日までに、当該金融商品取引業者等の当該非課税口座が開設されていた営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　法第三十七条の十四第十五項に規定する財務省令で定める事項は、同項の非課税口座に係る次に掲げる事項とする。

一　当該非課税口座を開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日及び住所

二　当該非課税口座の開設の際に提出を受けた非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書に記載された基準日における国内の住所並びに整理番号

三　当該非課税口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所の名称、所在地及び電話番号

四　当該非課税口座の開設年月日

五　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　当該非課税口座が開設された日の属する年（ロにおいて「口座開設年」という。）の非課税口座年間取引報告書を作成する場合　その年中に取得した非課税口座内上場株式等の種類別及び銘柄別の数又は口数及び法第三十七条の十四第五項第二号イに規定する取得対価の額（以下この号において「当初取得対価の額」という。）の合計額並びにその年中に取得した当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の当初取得対価の額の総額